

社労士事務所 オフィス マツムラ

介護事業に強い社会保険労務士事務所です

オフィスマツムラは介護事業に特化した社労士事務所です。一般的に社会保険労務士の仕事は多岐に渡りますが、それぞれの事務所で得意としている分野は異なります。ご相談をする際にはそれぞれの事務所の長所（得意としている分野）を確認することで、よりお客様のニーズにあった満足度が高い助言が可能となります。**社労士事務所オフィスマツムラの大きな特長は、この「満足度が高い助言ができること」**です！オフィスマツムラでは介護業界の現場を28年経験した社会保険労務士松村貴之が現場の皆さまの立場に寄り添いながら課題解決のお手伝いいたします。

オフィスマツムラの3大特徴

- ・介護業界に28年勤務した豊富な経験と実績←No.1の特長です！
- ・ご相談から完結までトータルサポート
- ・丁寧に時間をかけたヒアリング



ご挨拶

社労士事務所オフィスマツムラは令和2年5月1日に開業いたしました。私は、28年間、特別養護老人ホームに勤務しておりました。前職での経験を活かし、介護事業所さまの人事・労務管理に関する相談援助、働き方改革の支援をはじめとして、個人さまからの労働・年金などに関するご相談援助をおもな業務内容としております。すでにご承知のとおり、我が国の生産年齢人口（15歳～64歳）は減少する一方、高齢者世代は増加の一途をたどっており、いわゆる2025年問題にむけ、高齢者介護施設に求められる役割は、より大きなものになると考えております。懇切丁寧なご説明をモットーに、少しでもみなさまのご意向に沿うことができるよう、全力を尽くしたいと思っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【所属】

長崎県社会保険労務士会所属

登録番号 第42190013号（令和1年11月1日登録）

会員番号 第4210326号（令和2年5月1日）

【取得資格】

- ・ケアマネジャー
- ・社会福祉士
- ・行政書士試験合格
- ・社会保険労務士

【経歴】

平成4年4月1日

社会福祉法人運営の特別養護老人ホームに勤務

令和3年3月31日

上記社会福祉法人を退職

（生活相談員・ケアマネジャーとして従事）

令和2年5月1日

社労士事務所オフィス マツムラを開業

業務実績・範囲

業務実績

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金申請手続き
- ・テレワーク助成金に関する助言
- ・介護職員処遇改善加算に関する助言
- ・就業規則のリーガルチェック・改定
- ・賃金規程のリーガルチェック・改定
- ・職場におけるハラスメントの防止に関する規程作成
- ・労働者名簿、賃金台帳、出勤簿の調製
- ・時間外労働、休日労働に関する協定届（サブロク協定）の作成、届出、作成の支援
- ・要介護認定申請の代行
- ・介護保険に関する相談

取り組みたい業務内容

- ・就業規則の作成、チェック、改定の業務
- ・賃金規程の作成・チェック、改定の業務
- ・ハラスメント対策規程の作成
- ・「同一労働同一賃金」の支援の業務
- ・介護事業所の労務管理
- ・「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出等の業務
- ・労務管理に関する相談指導の業務（コンサルティング業務）

なかでも、「介護事業所の労務管理」については、私自身が28年間、特別養護老人ホームに勤務していた経験から、特に自信があります。

業務内容（介護事業所特化型）

社労士事務所オフィス マツムラで扱う主な業務のご案内です。**介護事業所に特化**して人事・労務管理に関するご相談、「働き方改革」支援、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、就業規則その他諸規定のチェック・改定、助成金の申請手続き、在職老齢年金その他公的年金・私的年金に関するご相談など「人材がよりよく働く環境づくり」に関する部分のお手伝いをさせていただきます。

人事・労務管理関係（介護事業所さま向け）

介護事業所さまからの人事・労務管理に関するご相談のほか、以下の内容につきまして承ります。

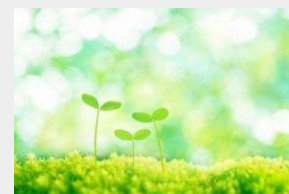
- ・ 介護事業所の労務管理に関する相談・助言
- ・ 時間外・（法定）休日労働の上限規制に関する相談・支援
- ・ 「サブプロク協定」の改定支援
- ・ 「同一労働同一賃金」に関する相談・支援
- ・ 年次有給休暇の年5日間付与に関する相談支援
- ・ 就業規則その他諸規定のチェック、改定
- ・ メンタルヘルス対策（ストレスチェックテスト規程作成、ストレスチェックテスト実施支援）
- ・ 在職老齢年金その他公的年金・私的年金に関するご相談・助言
- ・ 特定個人情報取扱規程の作成（マイナンバー法）
- ・ ハラスメント対策
- ・ 介護事業所の実地指導立合い（介護事業所さま）
- ・ 介護報酬請求事務（介護事業所さま） など



手続き関係（介護事業所さま向け）

手続き関係につきましては、以下の内容を承ります。

- ・ 報酬月額算定基礎届
- ・ 雇用保険・健康保険。厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失手続き
- ・ 労災保険・健康保険の保険給付申請手続き
- ・ 育児休業給付金、介護休業給付金の申請手続き
- ・ 最低賃金の適用除外申請手続き
- ・ 高年齢者雇用継続給付の申請手続き
- ・ 職業安定法による求人の申し込み
- ・ 老齢基礎年金、老齢厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、60～64歳までの特別支給の老齢厚生年金に関するご相談助言、請求手続き
- ・ 助成金の手続き代行 他



介護事業者様向けサービス

介護事業所さま向けに以下のサービスを実施しております。

- ・実地指導の打ち合わせ
- ・介護事業者様向けの顧問契約
- ・介護事業開業をお考えの方のご相談
- ・セミナー、研修、勉強会の開催



なぜ介護事業に社労士が必要なのか

少子高齢社会の著しい進展による人手不足により、介護事業を取り巻く環境は厳しい状況にあると強く認識しています。また、「働き方改革関連法」の施行により、各種労働法規について改正がなされていることはご承知のことと思います。

しかしながら、この改正された労働法規に逐一对応してするにあたり、介護施設における多忙な業務を十分に知り尽くしている私が思うことは、介護施設としての本来の業務にくわえて、法改正に対応することで、労働時間が長くなり効率的かつ効果的な業務を行いつらくなると思っております。そこで、その部分を社労士に依頼することで介護施設の従業員さまは本来の業務に専念することができようになります。

企業さま向けサービス

全ての企業さま向けに、以下のサービスを実施しております。

- ・人事、労務に関するご相談
- ・諸規定の作成、チェック、改訂 など
- ・助成金、補助金などの申請代行、書類作成代行
- ・各種保険の取得、喪失手続き代行
- ・健康保険・厚生年金保険の報酬月額算定基礎届
- ・職業安定法による求人の申し込み

個人さま向けサービス

保険、年金、労働関連、各種申請代行や助言も行っております。特に高齢者福祉、介護保険制度、介護保険サービス利用に関するご相談と助言、要介護認定申請書の提出代行はおまかせください。規模の大小に関わらずお気軽にご相談をおまちしております。

社労士事務所オフィス マツムラ

〒853-2201
長崎県五島市奈留町浦1667番地
TEL:090-7164-7396
FAX:0959-64-2654
mail:info@matsumura-syaroushi.jp
URL:https://matsumura-syaroushi.jp/



お気軽にお問い合わせください！